

## 令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

### 1. 訪問型サービスの変更点等について

#### (1) 基本報酬について

基本報酬に変更はありません。

#### (2) 業務継続計画未策定減算【新設】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

※経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

##### ① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	所定単位の1/100減算

##### ② 算定要件等

以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

#### (3) 高齢者虐待防止未実施減算【新設】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

##### ① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の1/100減算

② 算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 口腔管理に係る連携の強化

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報提供を評価する新たな加算を設ける。

① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50 単位/月

② 算定要件等

- ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り50単位を加算する。
- ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

(5) 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し【変更】

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

① 単位数・算定要件等

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス同一建物減算 1	事業者と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合（以下に該当する場合を除く）	所定単位数の 10%減算
訪問型サービス同一建物減算 2	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり 50 人以上の場合	所定単位数の 15%減算
訪問型サービス同一建物減算 3	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合を除く）に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合	所定単位数の 12%減算

(6) 身体的拘束の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なってはならないこととし、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(7) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(8) 「書面掲示」規制の見直し【令和 7 年 4 月から】

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧によ

り、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

(9) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化【令和6年6月から】

介護職員の処遇改善に係る加算について、厚生労働大臣が定める基準の改正が令和6年6月1日付施行となる。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化する。（令和7年3月31日までの経過措置として、「介護職員等処遇改善加算Ⅴ」が設定されている。

① 単位数

<令和6年5月まで>

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 63/1000 加算
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 42/1000 加算
訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算

<令和6年6月から>

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の

		182/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位数の 221/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (2)	所定単位数の 208/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	所定単位数の 200/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	所定単位数の 187/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	所定単位数の 184/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	所定単位数の 163/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	所定単位数の 163/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	所定単位数の 158/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (9)	所定単位数の 142/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (10)	所定単位数の 139/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (11)	所定単位数の 121/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (12)	所定単位数の 118/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (13)	所定単位数の 100/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (14)	所定単位数の 76/1000 加算

※算定要件についての詳細は、厚生労働省資料「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」等をご確認ください。

## 2. 通所型サービスの変更点について

### (1) 基本報酬

基本報酬について、国基準と同等の引き上げを行う。

#### ① 単位数

<令和6年3月まで>

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1	1,672 単位/月
通所型独自サービス1日割		55 単位/日
通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2	3,428 単位/月
通所型独自サービス2日割		113 単位/月

<令和6年4月から>

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1	1,798 単位/月
通所型独自サービス1日割		59 単位/日
通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2	3,621 単位/月
通所型独自サービス2日割		119 単位/月

### (2) 業務継続計画未策定減算【新設】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

#### ① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	所定単位の 1/100 減算

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

#### ② 算定要件等

以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

(3) 高齢者虐待防止未実施減算【新設】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の 1/100 減算

② 算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記措置を実施するための担当者を置くこと。

(4) 事業所評価加算の廃止【廃止】

要介護認定制度の見直しに伴い、事業所評価加算を廃止する。

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自サービス事業所評価加算	120 単位加算	廃止

(5) 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化【廃止・新設】

身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。

- ・運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
- ・運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせ算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。

① 単位数

<廃止>

サービス内容略称算定項目	単位数	廃止
通所型独自サービス運動器機能向上加算 120 単位加算	225 単位加算	

通所型独自複数サービス実施加算 I 1	120 単位加算	
通所型独自複数サービス実施加算 I 2	480 単位加算	
通所型独自複数サービス実施加算 I 3	480 単位加算	
通所型独自複数サービス実施加算 II	700 単位加算	

<新設>

サービス内容略称	単位数
一体的サービス提供加算	480 単位加算

② 算定要件等

以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定。

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・利用者が第1号通所事業通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

(6) 送迎減算の導入【新設】

利用者に対して、その居宅と指定第1号通所事業通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、基本報酬を減算する。

① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位/片道 減算

② 算定要件等

※通所介護における取扱いに同じ。

(7) 身体的拘束の適正化の推進

(8) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

(9) 「書面掲示」規制の見直し

※訪問型サービスにおける取扱いに同じ。

(10) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等メースアップ等支援加算の一体化【変更】

介護職員の処遇改善に係る加算について、厚生労働大臣が定める基準の改正が令和6年6月1日付施行となる。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定

処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化する。

(令和7年3月31日までの経過措置として、「介護職員等処遇改善加算V」が設定されている。)

① 単位数・算定要件等

<令和6年5月まで>

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス処遇改善加算 I	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算
訪問型サービス特定処遇改善加算 I	(1) 介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 63/1000 加算
訪問型サービス特定処遇改善加算 II	(2) 介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 42/1000 加算
訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算

<令和6年6月から>

サービス内容略称	算定項目	単位数
訪問型サービス処遇改善加算 I	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 IV	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算
訪問型サービス処遇改善加算 V	(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	所定単位数の
	介護職員処遇改善加算 (V) (1)	221/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の 208/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の 200/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の

		187/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の 184/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の 163/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の 163/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の 158/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の 142/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の 139/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の 121/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の 118/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の 100/1000 加算
	介護職員処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の 76/1000 加算

※算定要件についての詳細は、厚生労働省資料「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」等をご確認ください。

### 3. 介護予防ケアマネジメントの変更点について

#### (1) 基本報酬の引き上げ【変更】

##### ① 単位数

<令和6年3月まで>

サービス内容略称	算定項目	単位数
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	438 単位

<令和6年4月から>

サービス内容略称	算定項目	単位数
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	442 単位

## (2) 業務継続計画未策定減算【新設】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

### ① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	所定単位の 1/100 減算

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

## (3) 高齢者虐待防止未実施減算【新設】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

### ① 単位数

サービス内容略称	算定項目	単位数
高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	所定単位の 1/100 減算

### ② 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - ・上記措置を実施するための担当者を置くこと。

## (4) 介護予防支援の指定対象の拡大について

介護予防支援において、令和6年4月より指定対象が拡大するが、従前どおり介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者への委託可能）するものとなる。

## (5) 身体的拘束の適正化の推進

(6) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

(7) 「書面掲示」規制の見直し

※訪問型サービス・通所型サービスにおける取扱いに同じ。

(8) その他の取扱い

介護予防ケアマネジメントの各費用の算定並びに人員、設備及び運営等に係る取扱いについて、上記以外の変更点は、介護予防支援と同様。